

同窓会会則

- 第 1 条 本会は杉朋会と称し、事務所を中央大学杉並高等学校内に置く。
- 第 2 条 本会は会員相互の連絡を計りその交誼を厚くし併せて母校の発展に寄与する。
- 第 3 条 本会会員を次の四種とする。
1. 特別会員……中央大学杉並高等学校現旧職員
 2. 正 会 員……中央大学杉並高等学校卒業生
 3. 準 会 員……中央大学杉並高等学校在学学生
 4. 推薦会員……総会の決議を経て特に推薦された者
- 第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため年に一度総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開き、会員名簿の管理、会報の発行、記念行事等必要な事業を行う。
- 第 5 条 本会は以下の役員に協力して第 4 条の総会開催及び会員名簿管理、その他必要な事業を行うために、正会員及び特別会員から構成される 10 名以上の会務執行部会を組織する。会務執行部は次の役員を正会員中より推薦する。
1. 会 長 1 名
 2. 副 会 長 2 名以上
 3. 会 計 2 名
 4. 会計監査 2 名
- 第 6 条 前条の役員の外に名誉会長として学校長を推戴する。
- 第 7 条 役員及び会務執行部会の部会員は理事となり、理事会を構成する。
- 第 8 条 理事の任期は 2 年とし、総会の過半数の承認を得て選出される。過半数の承認が得られないときには、現会長は 1 年以内に総会を招集し、再び総会の承認を得るものとする。
- 第 9 条 会務執行部会の理事には会長及び会計監査を除く役員の兼任を妨げず、かつ重任を妨げない。
- 第 10 条 役員の理事中会長は継続して 3 期その任にはつけない。役員の理事中会長を除く理事は重任を妨げない。
- 第 11 条 理事は任期が満了しても後任者の就任するまで引き続きその任務を行う。
- 第 12 条 会長は本会を代表して会務を総理し、会務執行部会の協力を得て第 4 条の規定に基づきこれを実行するとともに、原則として年 1 回は理事会を開催する。
- 第 13 条 副会長は会長を補佐して会務を処理し、会長に事故その他の事情があるときはその代行をする。
- 第 14 条 会計は理事会に対し会計報告を行うとともに、会計監査を受けた後に総会において会計報告を行い承認を得なければならない。
- 第 15 条 会務執行部会は、役員が会務を怠るときは任期中であってもこれを罷免し、新たな役員を選出するために総会を開催することができる。
- 第 16 条 会長及び副会長経験者は顧問会を構成し、理事会に出席して意見を述べ会務を補佐する。
- 第 17 条 理事会の他に各期毎に幹事会をおく。
- 第 18 条 幹事会は次の代表幹事と幹事とからなる正会員から構成され、任期は 5 年とし、理事会の会務を補佐する。
代表幹事……各期幹事の中から男女各 1 名を選出する。
幹 事……各期から互選により 6 名以上を選出する。各クラスから 2 名選出されることが望ましい。
- 第 19 条 幹事会は、随時同期会を開催できるものとし、任期切れに伴う新幹事は各期の幹事会が選出し、新幹事を選出したときには、代表幹事が本会もしくは会長に通知する。
- 第 20 条 幹事会の構成が不明な期については、理事会において代表幹事及び幹事を指名することができる。
- 第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 22 条 総会、臨時総会及び会報等に要する費用は別にこれを徴集することができる。
- 第 23 条 本会は細則に定める会費、臨時徴集費、寄付金を以て一切の経費を支弁する。
- 第 24 条 会員は姓名、住所、職業の異動ある毎に直ちに本会に通知する。
- 第 25 条 本会則の変更は総会の決議を経るものとする。
- 第 26 条 本会は下記の要件を満たす継続可能な O B 会（以下、26 条 O B 会と称す）の結成を認める。
1. 特別会員 1 名、正会員 3 名以上の発起人がいること。
 2. 本会会員 10 名以上で構成し、その会員の入会同意を得ていること。
 3. 会の目的が本会会則第 2 条に合致すること。
 4. 発起人より理事会に申請し、その承認を得ること。
- 第 27 条 本会は会務を執行した助言を得るため、各期代表幹事、部活 O B 会代表、26 条 O B 会代表で構成する代表幹事会を開催することができる。
- 第 28 条 本会は各期幹事会・同期会、部活 O B 会、26 条 O B 会の開催に当り、理事会で別途定める支給規則を満たすものについては、年 1 回に限り助成金、構成員名簿及び名簿シールを支給する。
- 細 則
- 第 1 条 正会員の年会費は 2,000 円とする。ただし、入会后、10 年間の年会費は 1,000 円とする。
- 第 2 条 新入会員は入会と同時に向こう 10 年分の会費として 10,000 円を前納するものとする。
- 付 則 この細則は理事会の議決を経て改正することができる。

(平成 3 年 4 月 20 日改正、施行)

(平成 18 年 5 月 20 日 第 26 条から第 28 条追加)

(平成 24 年 6 月 9 日改正、施行)

(令和元年 5 月 18 日細則改正)